

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	介護保険課
事業名称	介護保険訪問看護職員雇用促進事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付要綱		
事業開始年月日	平成24年4月1日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	市内で訪問看護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)を提供する事業所に対し、補助金を交付することにより、本市における訪問看護職員の雇用確保及び介護保険サービスの安定供給に資することを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市内で訪問看護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)を提供する事業所に対し、運営費(①訪問看護職員の賃金改善に充当するための経費及び②訪問看護職員の募集に係る宣伝広告を実施するための経費)の補助を行う。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	【事業開始(平成24年度～)の背景】 高齢者人口の増加に伴い、今後訪問看護サービスの需要が高まることが予想されたことから、この事業における参入促進と訪問看護の現場で働き続けられるための取組みの構築を目的に、平成24年度より事業を開始した。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	事業開始当初から、制度に大きな変更はない。		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	次に掲げる要件のいずれにも該当する市内事業所 ① 訪問看護、介護予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の指定を受けていること ② 船橋市税に滞納が無いこと ③ ①に掲げる介護サービスを船橋市の被保険者である要介護(支援)認定者に対し提供すること ④ 賃金改善に係る補助金額の総額を、看護職員の賃金に充て、各看護職員には常勤換算数に基づき配分すること ⑤ 当該事業所の職員に対して雇用促進事業の内容について周知を行い、それを証する書類を提出していること ⑥ 宣伝広告に係る補助金額の総額を、看護職員の雇用促進を図る宣伝広告費に充てること	①訪問看護職員の賃金改善に充当するための経費 訪問看護職員の常勤換算数×15,000円=賃金改善月額 これを全看護職員分合算した額を当該事業所の補助金額の月額とする。 ただし、1事業所ごとに合算した額が15万円を超える場合、15万円を超える部分はこれを補助せず、事業者の負担により賃金改善を実施しなければならない。 ②訪問看護職員の募集に係る宣伝広告を実施するための経費 宣伝広告1回に要した費用の2分の1を補助。補助する金額の上限は21,000円。 1事業所につき年度で2回まで。	

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	9,866	13,092	16,064	15,942
	うち一般財源	9,866	13,092	16,064	15,942
	決算(見込)額	11,143	14,738	18,664	-
対象者数・ 交付件数など	対象事業所数	40	43	48	56
	交付件数(賃金改善)	15	19	21	-
	交付件数(宣伝広告)	6	7	3	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	3~4月(年度初めの事業周知、出納整理期間の支払事務)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月1~2回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4 人工	0.1 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	3 人	2 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	介護保険課
事業名称	介護保険訪問看護職員雇用促進事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始当初から、制度に大きな変更がなく、見直しが図られていないことから、改めて事業の効果検証を行う。 ・市内訪問看護職員の不足感、処遇等についての実態を把握する必要がある。 	事業の効果検証、市内訪問看護職員の不足感、処遇等についての実態を把握し、より効果的な事業の実施について研究を行う。
2 事業の継続性・持続可能性	—	—
3 対象者・対象要件	—	—
4 目的・意義	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の効果検証	—	—
2 事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・市域をまたがり複数事業所を運営する法人や他の介護保険サービスを提供する法人においては、法人内で同一職種に対する賃金の整合を図る必要が生じるため利用が限定的である。（全対象事業所の4割程度の利用となっている。） ・本補助金によらず、独自に賃金改善を行っている法人もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を利用せずに運営されている事業所も多い実態を踏まえ、同様の事業を実施していない他市の事業所の給与水準や職員の定着率などと比較するなどし、事業目的を達成するための手法としての妥当性を精査する。 ・事業目標の達成までのロードマップを作成するとともに、目標達成後の本事業のあり方を検討する。
3 対象者・対象要件	様々な介護保険サービスのうち、訪問看護事業所の職員のみを対象としており、他の介護職員の賃金改善・処遇改善との不整合が生じている。	制度開始当初との背景の変化を踏まえて、あらためて事業の目的や必要性を整理し、事業の目標を明確にする。また、目標達成までのロードマップを作成し、目標達成後の本事業のあり方についてもあらかじめ検討する。
4 目的・意義	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり認定者数は減少傾向にあり、事業開始当初の目的である「市内への新規参入促進」は達成されつつある（ただし全国と比べ依然高水準）。 ・現在は、主な事業目的が「雇用確保及びサービスの安定供給」となっており、事業開始当初の「新規参入促進」から大きく変化している。 	

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		介護保険課			
事業名称		介護保険訪問看護職員雇用促進事業費			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	事業の効果検証	完了 市内事業者への調査により、市内訪問看護職員が不足する実態を把握した。 本事業を活用した事業者が、職員の確保・定着に効果を感じていることから、継続した事業実施により、引き続き就業促進を図る。	-	-	
2	事業の継続性・持続可能性	完了 本市の訪問看護にかかる給付費は、千葉県や近隣市と比較しても著しく伸びており、訪問看護職員の確保に向けて、引き続き市独自の取組が必要な状況である。 本事業を活用して賃金改善に取り組む事業者が、高い給与水準を維持し、職員の確保・定着にも効果を感じていることから、事業目的の達成に効果的な取組であると考えます。	-	-	
3	対象者・対象要件	完了 今後、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・訪問介護看護等の看護職員の需要が高まると予想され、引き続き市内への新規参入が必要である。 本事業を活用した事業者が、市内で対象サービスを開始する契機になったと感じていることから、継続した事業実施により、引き続き事業者の新規参入促進を図る。 以上を踏まえて、今後も事業目標の達成に向けて、市内事業所の充足状況や訪問看護職員の不足状況等を注視して、事業の実施について判断を行っていく。	-	-	
4	目的・意義	完了 今後、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・訪問介護看護等の看護職員の需要が高まると予想され、引き続き市内への新規参入が必要である。 訪問看護においては、事業開始当初より市内事業所数は増加するものの、職員は不足する状況にあり、引き続き雇用確保が必要な状況である。 以上を踏まえて、今後も事業目標の達成に向けて、市内事業所の充足状況や訪問看護職員の不足状況等を注視して、事業の実施について判断を行っていく。	-	-	